

島根県の提案

1 10世帯未満の携帯電話不感地域の解消に向けた新たな枠組み創設の提案

(1) 携帯電話不感地域の現状

現在、島根県においては、不感地域として残った地域の約8割が10世帯未満の地域となっており、この地域は採算性等の問題から、国の補助事業（携帯電話等エリア整備事業）を活用しても携帯電話事業者の参画を得るのは困難な状況。

(2) 島根県の提案

10世帯未満の不感地域を解消するためには、携帯電話事業者の事業参画を促進する必要がある。

そのためには、事業者負担を軽減することが必要であることから、国、県及び市町村の負担割合を増やした枠組みを新たに創設。

① 現状の負担割合（市町村が過疎債、辺地債を充当して整備する場合）

| | | | |
|------------|-----------|-------------|------------|
| 国 2 / 3 | 県 2/15 | 市町村 4/45 | 事業者 1/9 |
|------------|-----------|-------------|------------|

② 新たな枠組み（案）

事業者負担の 1 / 9 を国、県、市町村に配分して負担

| | | |
|--------------------|-----------|-------------|
| 国 3 / 4 (15/20) | 県 3/20 | 市町村 2/20 |
|--------------------|-----------|-------------|

※ 国の負担割合を 2 / 3 から 3 / 4 に増 (+1/12)

事業者負担割合の 1 / 9 をゼロに減 (-1/9)

県及び市町村の負担割合は、1 / 9 と 1 / 12 の差額 (1/36) を現状の負担割合（県：市町村 = 3 : 2）で案分して増（県：+1/60、市町村：+1/90）

(3) 新たな枠組みの考え方

① 国、県及び市町村について

従来、携帯電話事業者が負担していた部分を国、県及び市町村で負担することにより携帯電話事業者の負担を軽減し、事業者の事業参画を促し、もって、10世帯未満の不感地域の解消を図る。

② 携帯電話事業者について

10世帯未満の不感地域における基地局の維持管理は、その経費等から採算を確保することは困難であると考えられるが、携帯電話事業者においては積極的な事業参画を検討。